

「まちだ子育てサイト」は、市の子ども・子育てに関する情報を発信しています。2017年に開設し、現在では年間300万アクセスを超えるサイトとなりました。この度、5月から「まちだ子育てサイト」で、バナー広告を掲載する事業者の方を募集します。

★ 広告掲載期間 ★

1 か月単位

- ◆ 広告は、掲載開始日の午前中から掲載を開始し、掲載終了日をもって終了するものとします。
- ◆ 1 か月単位での掲載となります。

★ 応募資格など ★

ウェブサイトを有する事業者の方

以下①～⑦までのもの及び、別表 1・2（3 ページ目を参照）に該当する業種または内容のものは掲載できません。

- ① まちだ子育てサイトの公共性または品位を損なうおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するおそれのあるもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条に掲げる風俗営業に関するもの
- ④ 政治又は宗教に関するもの
- ⑤ 個人、団体の意見広告を内容とするもの
- ⑥ 法令の規定に違反するおそれのあるもの
- ⑦ その他市長が掲載する広告として適切でないと認めたもの

★ 応募方法 ★

掲載希望月の 1 か月前（前月初日）まで

ホームページから「[町田市有料広告掲載申込書](#)」、「[町田市暴力団排除条例に基づく誓約書](#)」をダウンロードし、ご記入のうえ、[広告原稿](#)を添えて、子ども総務課へ申込みください。

* 広告掲載の詳細は次のページをご覧ください *

★広告掲載の位置・規格など★

- ① 募集枠：9枠（申込みは1枠）
- ② 規格：（1枠）縦70ピクセル×横145ピクセル
- ③ 掲載料：15,000円×掲載希望期間の月数分
- ④ 形式：GIF形式（静止画）
※アニメーションや点滅するものは不可
- ⑤ 掲載位置：「まちだ子育てサイトホームページ」トップページ下側
※掲載位置の指定は不可

★広告掲載の決定★

「町田市有料広告掲載取扱要綱」及び「まちだ子育てサイトに掲載するバナー広告の取扱基準」に基づき、応募資格及び広告内容を審査したうえで可否を決定します。結果は応募されたすべての方に通知します。



☆問い合わせ・申込み先☆

町田市 子ども生活部 子ども総務課企画総務係



〒194-8520 町田市森野2-2-22



042-724-2876



050-3101-8377

FAX

別表 1 (第 7 関係)

| 広告主の規制業種又は業者 | |
|--------------|--|
| 1 | 風営法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条で「風俗営業」と規定される業種 |
| 2 | 風俗営業類似業種 |
| 3 | 消費者金融 |
| 4 | たばこ |
| 5 | アルコール |
| 6 | ギャンブルに係るもの（公営収益事業に係るものを除く） |
| 7 | 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者 |
| 8 | 法律の定めのない医療類似行為を行う施設 |
| 9 | 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の業者 |
| 10 | その他、まちだ子育てサイトに不相当とする業種 |

別表 2 (第 8 関係)

| 掲載広告の規制内容 | |
|-----------|--|
| 1 | 人権侵害、名誉き損、各種差別的なもの |
| 2 | 法律で禁止されている商品や、無認可、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの |
| 3 | 他を誹謗・中傷又は排斥するもの |
| 4 | 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの |
| 5 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益につながるもの |
| 6 | 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの |
| 7 | 宗教団体による布教推進を主目的とするもの |
| 8 | 政治団体による政治活動を目的とするもの |
| 9 | 社会的に不適切なもの |
| 10 | 国内世論が大きく分かれているもの |